

名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託

(2) 事業場所

半田市広小路町地内ほか

(3) 業務の範囲

別紙「名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託 仕様書」参照

(4) 業務内容

別紙「名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託 仕様書」参照

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

(6) 提案限度額

26,224,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※見積書に消費税を記載する場合は、消費税率を10%とする。

3. 発注担当課

半田市建設部都市計画課 都市計画担当（大山・間壁）

住 所：〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電 話： 0569-84-0628（直通）

電子メール：toshikei@city.handa.lg.jp

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした企業とする。ただし、共同企業体として応募する場合は、代表構成団体は次の（1）～（7）の要件を全て満たしており、かつ構成団体のいずれの企業も（1）～（6）の要件を満たしていること。

- (1) 契約締結までの間に令和8・9年度の半田市の入札参加資格（コンサル等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (4) 本プロポーザル実施の参加表明書の提出期限から契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (5) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (6) 半田市暴力団排除条例（平茂23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において、官公庁発注の土地区画整理事業の調査・計画、または連続立体交差事業調査のいずれかの業務を受注した実績を有すること。

5. 留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者が負担すること。

(2) 提出書類

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類の返却はしない。また、市が本件の報告又は公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 情報公開

本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。（個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開とする。）

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法等について使用することで生じた責任は応募者が負うこととする。

(5) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更の禁止

応募者は提出した書類を変更することはできない。

(8) 虚偽の記載の禁止

虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

6. 実施スケジュール（予定）

以下に実施スケジュールを示す。

| | |
|---------------|---|
| 公募開始 | 令和8年5月13日(水) |
| 質問の受付期間 | 令和8年5月13日(水)～令和8年5月20日(水)16時まで (メール) |
| 質問の回答公表 | 令和8年5月26日(火) |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和8年5月27日(水)16時まで（郵送または持参） |
| 参加資格要件確認結果の通知 | 令和8年6月16日(火) |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月26日(金)16時まで（郵送または持参） |
| プレゼンテーション | 令和8年7月9日(木) |
| 審査結果の通知・公表 | 令和8年7月14日(火) |
| 契約締結 | 令和8年7月27日(月) |
| 委託期間 | 令和8年7月28日(火)～令和9年3月19日(金) |

※ただし、各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある。

7. 提案募集の手続き

(1) 実施要領の配布

以下を本市ホームページにて配布する

- ①実施要領
- ②評価基準
- ③仕様書
- ④提出書類様式一式

(2) 実施要領等に対する質問受付・回答について

①質問方法・提出先

質問は、様式1を使用し、電子メールで提出すること。

電子メール宛先：「3. 発注担当課」の記載連絡先まで

※メールの件名は「【法人名を記入】名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託質問書」とすること。

※送信後に「3. 発注担当課」へ電話し、メールの到着を確認すること。

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない。

②受付

令和8年5月13日（水）から20日(水)16時まで

③回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、ホームページにて令和8年5月26日（火）16時までに公表する予定とする。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出について

①提出書類

| 書類名 | 留意事項等 |
|------------------|---|
| プロポーザル参加表明書（様式2） | 共同企業体で応募の場合は、裏面も記載すること。 |
| 会社概要書（任意様式） | 設立年月日、代表者氏名、資本金、売上高、自己資本比率、賠償責任保険の加入有無、従業員数（うち技術者数）及び業務内容等について具体的に記載すること。また、業務協力を予定している会社等がある場合は、その全てについて同様に記載すること。なお、記載内容を満たしている場合は、会社パンフレット等を添付してもよい。 |
| 業務実績書（様式3） | 4. 参加資格要件（7）に規定する実績について記載すること。また、受注した業務の契約書（写）を添付すること。 |
| 配置予定技術者一覧（様式4） | 配置を予定している技術者全員について記載すること。 |
| 配置予定技術者調書（様式5） | 配置予定技術者が有する資格、同種業務の実績及び令和8年3月末時点における手持ち予定業務等を記載すること。 |
| 委任状（様式6） | 共同企業体で応募の場合は、提出すること。 |
| 納税証明書 | 直近1年度分とする。（国税、県税、市町村税に関する証明） ・法人にあっては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の3）、個人にあっては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の2）） ・契約営業所所在地の県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことに証明） |

②提出部数

各1部

③提出方法

郵送、持参いずれかの方法（期限内必着）

④提出先

「3. 発注担当課」の連絡先まで提出すること

⑤提出期限

令和8年5月27日（水）16時

(4) 参加資格要件確認結果について

令和8年6月16日（火）16時までに電子メールにて、参加表明書の提出者へ通知する。

(5) 企画提案書等の提出について

①提出書類等

| 書類名 | 留意事項等 |
|---------------------|---|
| 企画提案書（任意様式） | <p>【技術提案テーマ】</p> <p>別紙「名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託仕様書」に示す業務内容について、以下の内容を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施方針及び手法 ・工程と実施体制 ・本業務において特に留意すべき点 <p>●企画提案書の書式は、A3版・片面・4枚程度（様式自由）とし、専門用語はできるだけ避け、標準的な用語を用いて要点を簡潔にまとめること。略語や専門用語については、必要に応じて脚注を付すこと。</p> <p>●提案内容は、別紙評価基準内の評価項目番号2～4を踏まえ、分かりやすく記載すること。</p> <p>●企画提案書には、表紙と目次を添付すること。なお、表紙と目次はページに含めない。</p> <p>●企画提案書の表紙にはタイトル（名鉄河和線沿線まちづくり検討調査業務委託）、会社名を記載すること。</p> <p>●ページ番号を記載すること。なお、表紙と目次はページに含めないため、ページ番号は不要とする。</p> |
| 見積書（任意様式） | 業務内訳明細を記載し、一式形上はしないこと。 |
| 提案書の開示に係る意向申出書（様式7） | |

②提出部数

各7部、ただし見積書は1部とする

③提出方法

郵送、持参いずれかの方法（期限内必着）

④提出先

「3. 発注担当課」の連絡先まで提出すること

⑤提出期限

令和8年6月26日（金）16時

8. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査方法

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、市が設置するプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。))において審査する。

なお、応募者多数の場合は、書類のみで1次審査を行い、上位4者程度を対象にプレゼンテーションによる2次審査を行う。また、企画提案者が1者の場合でも、審査を行う。

2次審査については、別紙「評価基準」により評価点を算定し、評価点の合計が最大の者を優先交渉権者（第一順位者）とする。なお、合格基準点は評価点の7割以上とし、評価結果が同点となった場合は、委員会の合議により決定する。

また、第一順位者の次の順位の評価点の者を第二順位者とし、優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を優先交渉権者とする。

(2) プレゼンテーションの実施

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は提出書類の確認後、別途提案書提出者に通知する。

①予定日：令和8年7月9日（木）（詳細は後日メールで通知する）

②場 所：半田市役所（詳細は後日メールで通知する）

・プレゼンテーションは対面方式を原則とする。ただし、対面方式による参加が困難な場合、企画提案書の提出期限（令和8年6月26日（金）16時）までに「3. 発注担当課」の連絡先までメールにて連絡し、事前に協議を行った企画提案者のみオンラインによる参加を認める。

③プレゼンテーション

- ・準備5分、説明15分以内、質疑応答15分以内を予定とする。
- ・説明は提案書に基づき行うものとし、それ以外の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーションの順番は、本市で決定した順番とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ・プレゼンテーション参加者は4人以内とする。
- ・説明は本業務の業務主任及び担当者が行うこと。

(3) 優先交渉権者の審査結果

審査結果は令和8年7月14日(火)に優先交渉権者及び第二順位者に対してのみ電子メールで通知し、その他結果は優先交渉権者以外の参加事業者名を伏せて市ホームページで公表する。なお、選定結果以外の内容は非公開とし、当該結果の異議申し立ては受け付けない。

9. 契約の締結

(1) 契約に係る交渉

審査結果後に優先交渉権者と協議を行い、企画提案書に基づき必要に応じて仕様書を修正し、内容を確定させた後、見積徴収を行ったうえで、委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者との契約が不調となった場合は、第二順位者に対し同様の交渉を行うものとする。

10. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合。
- (4) 提案限度額を超えた見積書を提出した場合。
- (5) 予定のプレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。
- (7) プロポーザル審査委員会又は市が不適格と認めた場合。

11. その他必要と認める事項

- (1) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (2) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (3) 再委託協力事業者等に本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 参加を辞退する事業者は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。